

平成21年8月27日

府省共通事務に関する行政評価・監視 ＜勧告に対する各府省の改善措置状況(その後)＞のポイント

【ポイント】

- 総務省は、平成18年9月から「府省共通事務に関する行政評価・監視」を実施し、19年6月15日に全府省に対し、①物品等の一括調達推進、②公用車の効率化推進、③旅費節減の取組の徹底などを図るよう勧告。勧告内容は、平成19年7月2日に改定された「行政効率化推進計画」に反映
- この勧告に対する各府省の改善措置について、平成20年7月に1回目、今回2回目のフォローアップを実施。その結果を公表するもの

- 主な改善措置状況（各府省）
 - ・ 消耗品の調達に当たっては、単価契約の活用により一般競争契約の導入・拡大を推進
 - ・ 同一機関内や同一敷地内等に複数の調達機関を設置している場合は、共同調達を推進
 - ・ 使用が低調な公用車等については、削減等を推進
 - ・ パック商品の利用、割引運賃制度の活用などにより旅費節減の取組を徹底

1 物品、役務等の一括調達の推進

調査結果及び勧告

- ① 消耗品3品目（コピー用紙、トナー類、文具用品類等）の各品目について、少額随意契約（注1）による年間の調達合計額が160万円を超えており、単価契約（注2）の活用などにより一般競争契約の導入・拡大の余地あり
 - ② 同種の備品（机、椅子、パソコン等）を、1～3週間の間に少額随意契約により数回～十数回調達し、その調達合計額が160万円を超えており、計画的な一括調達の徹底により一般競争契約の導入・拡大の余地あり
- （注1） 物品の調達の場合160万円以下、役務の調達の場合100万円以下
（注2） 物品等の単価のみを決定し、支払金額は給付の実績に基づいて算定する契約。消耗品は単価契約が可能

勧告事項

- ① 消耗品の調達に当たっては、単価契約の活用などにより一般競争契約の導入・拡大を推進すること（全府省）
- ② 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底することにより一般競争契約の導入・拡大を推進すること（8府省）

改善措置状況

① 単価契約の活用により一般競争契約の導入・拡大を推進

指摘した14府省延べ211調達機関のうち、一般競争契約の導入・拡大を実施済みが延べ192調達機関（90.1%）、導入・拡大を予定が延べ11調達機関（5.2%）、調達機関の廃止が延べ3調達機関（1.4%）、調達金額の減少が延べ5調達機関（2.4%）

② 四半期ごとなどの計画的な一括調達に移行

指摘した8府省16調達機関すべてが移行済み

【改善措置の具体例】

- ・ 消耗品の調達に当たっては、平成20年度から単価契約できるものについては、すべて一般競争による単価契約を実施（内閣府）
- ・ コピー用紙、トナー類及び文具用品類等については、一般競争による単価契約により調達（環境省）。なお、文具用品類等については、中央合同庁舎5号館の入居官署において、合同庁舎単位での一括調達を実施（厚生労働省、環境省）
※ 中央合同庁舎7号館（金融庁及び文部科学省）でも同様に実施
- ・ 備品の調達に当たっては、平成20年度から四半期ごとに、一般競争契約により一括調達を実施（文部科学省）

2 調達事務の集約化の推進

調査結果及び勧告

- ① 調達事務については、一か所で集中的に処理する方が効率的。同一機関内や同一敷地内等に複数の調達機関を別々に設置し、それぞれで物品を調達している府省で、次のような例あり
 - ・ 本省内部部に調達機関が14あり、それぞれでトナー類を調達
 - ・ 外局内部部に職員7人分のみの調達機関を設置
 - ・ 同一建物に入居する本省と外局がそれぞれ調達を行い、コピー用紙の単価が1.7倍～1.9倍の差（共同調達を行えば、外局の調達額の47%（388万円）の縮減が可能）
- ② 地方支分部局等における調達事務を上部機関（本府省やブロック機関等）に集約している府省がある一方、集約化の取組のないものあり

勧告事項

- ① 同一機関内や同一敷地内等に複数の調達機関を設置している府省は、複数機関が連名で契約するなどの共同調達を推進すること（9府省）
- ② 地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進すること（12府省）

改善措置状況

① 同一敷地内等に複数の調達機関を設置の場合は、共同調達を推進

会計主管課以外でも共通物品を調達していると指摘した7府省42調達機関すべてが、会計主管課と連名による共同調達を実施

② 調達事務の上部機関への集約化を推進

管内出先機関の調達事務を集約していないと指摘した6府省の地方支分部局のうち、5府省では一部品目について実施済み、1府省では一部品目について実施予定

【改善措置の具体例】

（共同調達）

- ・ 平成20年度から、同一敷地内に所在している複数の調達機関が連名で契約（コピー用紙、トナー類）を実施。平成21年度には文具用品類等を共同調達の対象とするなど、その範囲を拡大（農林水産省）
- ・ 消耗品の調達に当たって、本省においては、外局等も含み合同庁舎単位で単価契約を実施（国土交通省）
- ・ 消耗品の一部について、同一地区に所在する複数の調達機関で共同調達を実施。今後も品目拡大に努力（防衛省）

（上部機関への集約）

- ・ 平成21年1月から、トナー類については、警察庁で全国分を集約。なお、その他の消耗品については、既に平成20年6月から管内出先機関分を管区警察局において集約化し、一括調達を実施（警察庁）
- ・ 一部の地方更生保護委員会において、管内保護観察所分を含め、一括調達を実施。上部機関への集約化を推進中（法務省）

3 公用車の効率化の推進

調査結果及び勧告

- ・ 専任の運転手のみが公用車を運転している機関において、運転手の人数より公用車の台数が多く、常時10台の公用車が遊休化（3府省6機関）
→ 中には、運転者7人に対し公用車12台を保有している例あり
- ・ 各部局が公用車の管理を行っており、使用が低調となっている公用車が24台（4府省8機関）

勧告事項

使用が低調なもの等について、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどにより、削減又は有効活用すること(7府省)

改善措置状況

公用車の削減を推進中(平成20年度までの削減数:財務省98台、厚生労働省74台、国土交通省50台など)

指摘した7府省28機関のうち、公用車削減が13機関、一般職員による運転が3機関、代替手段を導入が3機関、運行管理方法見直しが9機関、検討中が4機関(延べ数)

【改善措置の具体例】

使用が低調な公用車については、レンタカーや公共交通機関の利用に切り替え、また、平成20年度から職員による運転が可能となるよう規程を整備。さらに、業務用車両などで車両運行業務委託を行っているものについて、その必要性を厳格に見直し、業務委託の廃止、縮減を推進。平成20年度までに公用車5台を削減（総務省）

4 旅費節減の取組の徹底

調査結果及び勧告

パック商品の利用を職員に求めている（2府省6機関）、鉄道運賃等の割引制度を旅費支給に活用していない（7府省18機関）、旅行区間と通勤手当支給区間が重複する場合について交通費の減額調整を実施していない（9府省31機関）など、旅費節減の取組が不十分な例あり

勧告事項

旅費の効率化の取組に関する通知・文書の内容の周知、パック商品や割引運賃制度の積極的な活用などにより、旅費節減の取組を徹底すること(全府省)

改善措置状況

パック商品の利用、割引運賃制度の活用などにより旅費節減の取組を徹底

- ・ パック商品の利用が低調等と指摘した7府省延べ24機関すべてが、パック商品及び割引運賃制度を活用し、改善済み
- ・ 旅行区間と通勤手当支給区間が重複する場合に交通費の減額調整を実施していないと指摘した9府省31機関すべてが、交通費の減額調整を実施し、改善済み

【改善措置の具体例】

出張を行う際は、原則パック商品又は割引運賃制度の利用を実施。さらに、パック商品等の利用予定の書面による事前確認、使用しない場合の理由書の徴求を全部局において実施（経済産業省。他府省においても同様）

[本件連絡先]

総務省 行政評価局 規制改革等担当評価監視官室

評価監視官 : 千葉 義弘 (内線 2 2 4 9 1)

調査官 : 古澤 良章 (内線 2 2 4 9 9)

上席評価監視調査官 : 田中 英人 (内線 2 2 6 2 6)

電話 (直通) 0 3 - 5 2 5 3 - 5 4 4 1

(代表) 0 3 - 5 2 5 3 - 5 1 1 1

F A X 0 3 - 5 2 5 3 - 5 4 3 6

電子メール <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>